

令和8年度答申第14号
令和8年6月26日

諮問番号 令和8年度諮問第12号（令和8年5月22日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 雇用保険法10条の4第3項に基づく督促処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、労働保険特別会計歳入徴収官A労働局長（以下「処分庁」という。）が、不正に受給した雇用保険の失業等給付（基本手当）に相当する金額を返納するよう命じられた審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、雇用保険法（昭和49年法律第116号）10条の4第3項の規定に基づき、返納金の納付を督促する処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1）雇用保険法関係

ア 雇用保険法1条は、雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行う等により、労働者の生活及び雇用の安定を図ること等を目的とする旨規定し、同法3条は、雇用保険は、同法1条の目的を達成するため、失業等

給付を行う旨規定する。

イ 雇用保険法 10 条 1 項は、失業等給付は、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付及び雇用継続給付とすると規定し、同条 2 項 1 号は、求職者給付として基本手当を掲げる。

ウ 雇用保険法 10 条の 4 第 1 項は、偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した失業等給付の全部又は一部を返還することを命ずることができることと規定し、同条 3 項は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号。以下「徴収法」という。） 27 条の規定は、雇用保険法 10 条の 4 第 1 項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠った場合に準用する旨規定する。

エ 雇用保険法 15 条 1 項は、基本手当は、受給資格を有する者（以下「受給資格者」という。）が失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。）について支給すると規定し、同条 2 項は、前項の失業していることについての認定（以下「失業の認定」という。）を受けようとする受給資格者は、離職後、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをしなければならないと規定し、同条 3 項は、失業の認定は、求職の申込みを受けた公共職業安定所において、受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して 4 週間に 1 回ずつ直前の 28 日の各日について行うものとする規定する。

オ 雇用保険法 69 条 1 項は、同法 10 条の 4 第 1 項による処分に不服のある者は、雇用保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる旨規定する。

カ 雇用保険法 81 条 1 項は、この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができることと規定する。この委任を受けて、厚生労働省組織規則（平成 13 年厚生労働省令第 1 号） 762 条 1 項は、都道府県労働局職業安定部は、次に掲げる事務をつかさどると規定し、同項 9 号は、政府が管掌する雇用保険事業に関することを掲げる。

また、雇用保険法 81 条 2 項は、前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができることと規定する。この委任を受けて、厚生労働省組

組織規則 793 条 1 項は、公共職業安定所は、都道府県労働局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌すると規定し、同項 9 号は、政府が管掌する雇用保険事業に関することを掲げる。

キ 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）17 条の 5 は、雇用保険法 10 条の 4 第 1 項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額を徴収する場合には、都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官（次条において「歳入徴収官」という。）は、納期限を指定して納入の告知をしなければならない旨規定し、同施行規則 17 条の 6 は、歳入徴収官は、雇用保険法 10 条の 4 第 3 項において準用する徴収法 27 条 2 項の規定により督促状を発するときは、同条 1 項の規定により 14 日以内の期限を指定しなければならないと規定する。

（2）徴収法関係

ア 徴収法 27 条 1 項は、労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しない者があるときは、政府は、期限を指定して督促しなければならないと規定し、同条 2 項は、前項の規定によって督促するときは、政府は、納付義務者に対して督促状を発すると規定し、同条 3 項は、同条 1 項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに、労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、政府は、国税滞納処分の例によって、これを処分すると規定する。

イ 徴収法 37 条は、この法律（33 条 2 項及び 4 項を除く。）の規定による処分については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 章及び第 3 章の規定は、適用しないと規定する。

（3）行政手続法関係

ア 行政手続法 13 条 1 項は、行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章（注：第 3 章）の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならないと規定し、同項 1 号ロは、名宛人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするときは聴聞を掲げる。

イ 行政手続法 14 条 1 項は、行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならないと規定し、同条 3 項は、不利益処分を書面でするときは、同条 1 項の理由は、書面により示さなければならないと規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和4年3月10日、B公共職業安定所（以下「本件安定所」という。）に対し、雇用保険の失業等給付（基本手当）の受給手続きを行い、同日及び同年4月7日の初回の失業の認定日に、本件安定所に対し、失業の認定を受けようとする期間中に就職、就労又は内職・手伝いをしていない旨申告した。その後、審査請求人は、同年5月17日から同年9月13日までの120日分の基本手当（以下「本件受給手当」という。）を受給した。

（受給資格決定調書、失業認定申告書、失業給付不正受給調査書）

- (2) 本件安定所の担当者は、令和5年1月25日、審査請求人と面談したところ、審査請求人が①令和4年2月7日から同年3月31日まで就労していたこと、②同月10日の失業等給付の受給手続き時に就労していることを申告しなかったこと及び③同年4月7日の初回の失業の認定日にも上記①のとおり就労していたことを申告しなかったことを確認した。そこで、本件安定所の担当者は、審査請求人に対し、上記②及び③の行為は虚偽の申告に当たり、本件受給手当の受給は不正受給に当たること及び本件受給手当に相当する金額を返納する必要があることを説明したところ、審査請求人は、返納することについて同意し、毎月25日に3万円ずつの分割払にて納付することを約束した。

（聴取書、失業給付不正受給調査書、返納金債務承認及び納付誓約書）

- (3) B公共職業安定所長は、令和5年2月7日付けで、審査請求人に対し、「就労している事実を申告せずに雇用保険の失業等給付の受給手続きを行った。また、令和4年4月7日の失業認定日においても、就労していた事実を申告せずに失業認定を受けた」との理由を付して、本件受給手当の支給処分を取り消し、その金額を返納するよう命じた（以下「本件返納命令処分」という。）。

（雇用保険における失業等給付の返還命令書）

- (4) 審査請求人は、令和5年3月23日及び同年4月21日、本件受給手当に相当する金額のうち3万円をそれぞれ返納したが、その後の返納はなく、滞納状態が続いた。

（調査決定履歴情報）

- (5) 処分庁は、令和7年3月13日付けで、審査請求人に対し、本件受給手

当に相当する金額のうち上記（４）の返納による充当金額を除いた金額の納付を督促する処分（本件処分）をした。

（督促状）

- （６）審査請求人は、令和７年３月２４日、審査庁に対し、本件処分を不服として、本件審査請求をした。

（審査請求書、封筒）

- （７）審査庁は、令和８年５月２２日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

４ 審査請求人の主張の要旨

- （１）本件処分は、行政手続法にいう不利益処分であるから、同法１４条１項に従って、その理由を書面により示さなければならないが、処分庁はこれを怠り、理由を通知せずに本件処分を行った。
- （２）審査請求人は、処分庁に対して、本件返納命令処分の根拠となる雇用保険の受給資格喪失の理由を開示するよう求めたが、処分庁はこれに応じていない。そもそも処分庁は、審査請求人の雇用保険の受給資格喪失に際し、審査請求人に対して聴聞手続を経ていないと疑われ、受給資格喪失の手続は、行政手続法１４条１項及び１３条１項１号ロに反している。
- （３）本件返納命令は、審査請求人が令和４年２月７日から同年３月３１日まで就労していたにもかかわらず、その事実を秘して失業等給付を受給したとしてされたものである。しかし、同年２月の時点では、審査請求人は、前職との間で労働契約の終了について争っており、同年３月１０日の時点では、失業等給付の仮給付を求めているにすぎず、本給付を求めたものではなかった。

しかし、本件安定所は、同年３月１０日時点で、審査請求人からこのような事情を聴取しておきながら、失業等給付の本給付の手続を進め、審査請求人に対して就労の事実が問題になることを説明していなかったから、審査請求人は、本件受給手当の給付は、仮給付であるから失業等給付の給付ではないと誤信した。このことから、本件安定所の審査請求人に対する説明、理由開示及び事情聴取は極めて不十分であり、実質的に手続の欠けつがあり、本件処分には不備がある。

第２ 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、審理員の意見と同旨であり、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件審査請求の論点は、処分庁が、返納金債務の返還が確認できなかったため、審査請求人に対し、雇用保険法10条の4第3項並びに徴収法27条1項及び2項の規定に基づき、督促状を送付した本件処分の適否についてである。この点について、本件処分の前提となる令和5年2月7日付けの本件返納命令処分に不服のある場合は、雇用保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある場合は、労働保険審査会に対して再審査請求を行うべきものとされているところ、審査請求人からは雇用保険審査官に対する審査請求の申出がなかったため、本件返納命令処分の適否については本件審査請求において判断すべきものではないが、本件処分の前提となることから、以下において補足的に触れることとする。
- 2 本件では、審査請求人が令和4年2月7日から同年3月31日まで就労していたが、同月10日の雇用保険の受給手続の際に提出した「受給資格決定調書」及び同年4月7日の初回の失業の認定日の際に提出した「失業認定申告書」のいずれにも就労はしていない旨を記載して虚偽の申告を行い、雇用保険の失業給付金である基本手当（同年5月17日から同年9月13日までの120日分698,764円）を不正に受給した事実を認め、当該不正に受給した全額の返納金債務を毎月3万円ずつ返納する内容に署名した。しかし、審査請求人は当該返納金債務の一部しか返納せず、本件安定所から返納を促されるも返納が確認できなかったため、処分庁は、審査請求人に対し、令和7年3月13日付けで、雇用保険法10条の4第3項並びに徴収法27条1項及び2項の規定に基づき、督促状を送付する本件処分を行ったものであり、本件処分及びそれに至る経緯について何ら法令上の瑕疵はないものと考えられる。
- 3 審査請求人は、本件処分は不利益処分であり、行政手続法14条1項の規定に基づき、処分の理由を書面で示さなければならないにもかかわらず、処分庁がこれを怠っている旨主張するが、徴収法37条は、同法27条1項の規定による処分について、行政手続法第2章及び第3章の規定は適用しない旨規定しており、審査請求人が主張する同法14条1項は同法第3章に該当するため、審査請求人の指摘は当たらない。
- 4 審査請求人は、雇用保険の受給資格喪失の理由について開示を求めたが、処分庁が応じず、また、処分庁が審査請求人に対して職権を濫用していると疑われる旨も主張している。

しかし、雇用保険の受給資格喪失の理由については、文書（雇用保険にお

ける失業等給付の返還命令書)にて審査請求人に対して通知している上、本件安定所は、令和6年1月25日に、審査請求人から事情聴取し作成した「聴取書」において、申立事項が事実と相違ないことを審査請求人の署名をもって確認していることから、審査請求人の主張は採用できない。

- 5 審査請求人は、審査請求人自身が令和4年2月時点で前職との間で労働契約の終了を争っており、同年3月10日時点では失業等給付の本給付ではなく仮給付を求めているにすぎず、本件安定所は、当該時点で、審査請求人からかかる事情を聴取しておきながら、審査請求人に対し就労の事実が問題になることを説明せず、失業等給付の本給付の手続を進めたため、審査請求人は、本件受給手当の給付が、失業等給付の本給付ではないと誤信していた旨主張する。

しかし、雇用保険の失業等給付である基本手当は、本給付又は仮給付(条件付給付)にかかわらず、失業状態を確認した上で支給する制度であるところ、受給資格を決定した令和4年3月10日時点において、審査請求人が提出した「受給資格決定調書」には就業状態の有無を確認する設問があり、「正しく記入されていない場合、不正受給で処分されることがありますのでご注意ください。」と記載もある。

また、本件安定所は、審査請求人から離職先事業所を提訴する予定であるとの申出があったため、提訴した際は仮給付(条件付給付)の手続を行うため提訴の事実が確認できる訴状等を提出するよう説明した上で、本給付の手続を進めている。

さらに、審査請求人が参加した令和4年3月23日開催の雇用保険説明会においても、就職・就労の事実があれば失業の認定日に申告することや、不正受給について説明が行われている上、同年4月7日の失業の認定日に審査請求人が提出した「失業認定申告書」にも「働いた日がある場合は、収入の有無にかかわらず、必ず申告してください。正しく申告しなければ不正受給として処分されます。」と注意喚起されており、就労の有無を確認した上で基本手当を支給している。

これらを鑑みると、本件安定所が、審査請求人に対し、就労の事実が問題になることを説明せずに失業等給付の本給付の手続を進めたため、本件受給手当の給付が失業等給付の給付ではないと誤信した旨の審査請求人の主張は採用できない。

- 6 以上により、本件処分については、雇用保険法10条の4第3項並びに徴

収法 27 条 1 項及び 2 項に照らして、違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求には理由がないため棄却すべきである。

第 3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 本件では、①本件審査請求（令和 7 年 3 月 24 日）から審理員の指名（同年 6 月 24 日）までに 3 か月、②反論書の受付（同年 8 月 26 日）から処分庁に対する物件の提出依頼（同年 12 月 15 日）までに約 3 か月半、③処分庁に対する物件の提出依頼から処分庁の回答の受付（令和 8 年 2 月 24 日）までに約 2 か月、④審理員意見書の提出（同年 3 月 4 日）から本件諮問（同年 5 月 22 日）までに約 2 か月半を要した結果、本件審査請求から本件諮問までに約 1 年 2 か月もの長期間を要している。

審査庁は、上記①の経緯につき、審査請求人から提出された審査請求書には、審査請求の理由は記載されていなかったものの、審査請求人代理人から令和 7 年 3 月 31 日付けで提出された「審査請求書」と題する書面には、「審査請求の理由は追って通知します」との記載があったため、同年 6 月 9 日付け「審査請求書の理由の通知」と題する書面の提出を受け、同通知書に記載された情報により審査請求として受理できると判断してから審理員の指名を行ったと説明する（令和 8 年 6 月 5 日付け審査庁主張書面）。

しかしながら、審査庁は、審査請求人から提出された審査請求書に理由の記載がないことを把握した時点で速やかに、審査請求人に対し、審査請求の理由を記載するよう行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）23 条に基づき補正を求めるべきであったし、審査請求人代理人から審査請求の理由は追って通知する旨の申出を受けた際にも、提出期限を設け、進行管理すべきであった。また、上記②から④までの各手続に上記の各期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。

審査庁（審理員）においては、審査請求事件の進行管理の仕方を早急に改善する必要がある。

- (2) 上記（1）で指摘した点及び下記 3 で付言する点以外には、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件処分の違法性又は不当性について

- (1) 処分庁が本件処分をした経緯は、上記第 1 の 3（1）から（5）までの

とおりであり、本件処分は、雇用保険法及び徴収法の関係規定に従ってされたものであることが認められる。

- (2) 審査請求人は、本件処分では、行政手続法14条1項の規定に基づく書面による理由の提示がされていない旨主張する。

しかし、本件処分は、雇用保険法10条の4第1項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠った場合における徴収法27条の規定を準用してされた処分であるところ（雇用保険法10条の4第3項）、徴収法37条は、同法27条1項の規定による処分について、行政手続法第3章の規定は適用しない旨規定しており、同法第3章に属する同法14条1項は、本件処分には適用されないのであるから、審査請求人の主張を採用することはできない。

- (3) 上記(1)及び(2)で検討したところによれば、本件処分は、違法又は不当なものとは認められない。

なお、審査請求人は、本件審査請求において、本件返納命令処分が行政手続法及び雇用保険法の規定に違反している旨主張しているが、本件返納命令処分の当否は、本件審査請求とは別の手続（本件返納命令処分に対する審査請求及び本件返納命令処分の取消訴訟）で争うべき事柄であり、審査請求人の上記主張は、本件審査請求での検討対象とはならない。

3 付言

本件では、上記1(1)③のとおり、処分庁から審理員に対する回答が令和8年2月24日に受付されているところ、事件記録の中に、審査請求人に対してその旨通知した文書が見当たらなかったことから、審査庁に対し、審査請求人に対する通知の有無について照会したところ、審査庁からは、審理員は審査請求の件数が多く業務多忙のため、審査請求人に対して、処分庁から審理員に対する回答が提出された旨の通知を行うことを失念していたと回答があった（令和8年6月5日付け審査庁主張書面）。

「行政不服審査法事務取扱ガイドライン」（令和4年6月（令和8年5月改訂）総務省行政管理局。以下「本件ガイドライン」という。）第2編第3章8は、審理員は、「物件の提出を受けた時は、これを適切に管理・記録するとともに、審査請求人及び参加人に対して、物件の提出を受けた旨、通知する。」としているところ、今後、審理員においては、本件ガイドラインに従って審理手続を適切に行うことが求められる。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	田	澤	奈	津	子
委	員	下	井	康		史
委	員	羽	田	淳		一